

民事訴訟手続に関する条約等による文書の送達、証拠調べ等及び執行認許の請求の
嘱託並びに訴訟上の救助請求書の送付について

平成3年4月10日民二第89号高等裁判所長官

、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成6年12月14日民二第423号

平成10年6月10日民二第277号

平成31年3月19日民二第804号

令和3年3月29日総一第381号

外国においてする民事訴訟事件（民事訴訟事件以外の民事事件及び家事事件を含む。以下同じ。）及び行政訴訟事件の文書並びに裁判外の文書の送達の嘱託、外国においてする証拠調べ等の嘱託並びに民事訴訟手続に関する条約（以下「民訴条約」という。）の締約国である外国に対する執行認許の請求の嘱託及び訴訟上の救助請求書の送付について下記のとおり定めましたから、これによってください。

なお、この通達に基づく依頼をするに当たっては、高等裁判所を経由することなく、直接最高裁判所に送付してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 送達の嘱託

1 民事訴訟事件の文書及び裁判外の文書の送達の嘱託

(1) 民訴条約の締約国の指定当局に対する送達の要請

ア 依頼書の作成

民訴条約の締約国（民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約（以下「送達条約」という。）の締約国を除く。）である外国（以下(1)において「受託国」という。）の指定当局（民訴条約第1条第1項の受託国の指定する当局をいう。以下(1)にお

いて同じ。) に対し文書の送達を嘱託する場合には、指定当局の所在地を管轄する我が国の領事官に宛てた指定当局に送達の要請をすべき旨の依頼書(別紙様式第1参照)を作成する。ただし、受託国が民訴条約第1条第3項の規定による宣言をしている場合には、受託国に駐在する我が国の大 使に宛てた受託国の外務省に送達の要請をすべき旨の依頼書(別紙様式第2参照)を作成する。

イ 翻訳文の作成等

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則(昭和45年最高裁判所規則第6号。以下「規則」という。)第2条第1項の規定により添付すべき翻訳文については、次のとおり扱う。

(ア) 当事者が提出する文書については、当事者にその翻訳文を提出させる。

ただし、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合には、裁判所が翻訳人に依頼して翻訳文を作成する。

(イ) 裁判所の作成に係る文書又は当事者が提出する文書を裁判所が翻訳人に依頼して翻訳させる場合の翻訳料は、当事者に予納させる。

ウ 依頼書等の送付の依頼

アの依頼書は、送達すべき文書及びイの翻訳文2通とともに、嘱託をする裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書(別紙様式第3参照)によつて送付を依頼する。

エ 費用の保管等

送達に要する次に掲げる費用は、当事者に予納させ、嘱託をする裁判所の歳入歳外出現金出納官吏において保管し、その旨をウの依頼書に付記する(別紙様式第3参照)。

(ア) 受託国に支払う送達の実施費用

(イ) 送達すべき文書を受託国で翻訳させる場合の翻訳費用

(ウ) 受託国との間に翻訳証明を不要とする旨の取極がある場合を除き、受

託国に駐在する我が国の外交官若しくは領事官又は受託国の宣誓した翻訳者が送達すべき文書の翻訳文についてする翻訳証明の費用

オ 費用の支払等

嘱託をした裁判所が、最高裁判所を経由して、エの送達に要する費用の請求を受けた場合には、エの定めによる保管金から送金して支払い、その送金手続が終了した場合には、当該裁判所の長から最高裁判所に宛てた報告書（別紙様式第4参照）によってその旨を報告する。

(2) 送達条約の締約国の中の中央当局等に対する送達の嘱託

ア 要請書の作成

送達条約の締約国である外国（以下(2)において「受託国」という。）の中央当局等（送達条約第2条第1項の中央当局及び同条約第18条第1項の当局をいう。以下(2)において同じ。）に対し文書の送達を嘱託する場合には、送達条約附属の様式により、受託国の言語、フランス語又は英語のいずれかで必要事項を記入した中央当局等に対する送達の要請書2通を作成する。

イ 翻訳文の作成等

規則第11条第1項の規定により送付すべき翻訳文については、次のとおり扱う。

- (ア) 受託国があらかじめ送達すべき文書の翻訳を求めている場合には、翻訳文2通を送達すべき文書に添付する。
- (イ) 送達を嘱託した後に翻訳を求められた場合には、嘱託をした裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書（別紙様式第5参照）によって翻訳文2通の送付を依頼する。
- (ウ) 当事者が提出する文書については、当事者にその翻訳文を提出させる。ただし、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合には、裁判所が翻訳人に依頼して翻訳文を作成する。

(エ) 裁判所の作成に係る文書又は当事者が提出する文書を裁判所が翻訳人に依頼して翻訳させる場合の翻訳料は、当事者に予納させる。

ウ 要請書等の送付の依頼

アの要請書2通は、送達すべき文書及びイの(ア)の翻訳文各2通とともに、嘱託をする裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書（別紙様式第3参照）によって送付を依頼する。

エ 郵便切手の添付

イの(イ)及びウの依頼書には、最高裁判所から中央当局等に送付するために必要な外国郵便料に相当する郵便切手を添付する。

オ 費用の保管、支払等

受託国に支払う送達に要する費用の保管、支払等については、(1)のエ及びオの定めを準用する。

(3) 送達条約の締約国の指定当局に対する送達の嘱託

送達条約の締約国である外国の指定当局（送達条約第9条第1項の当局をいう。）に対し文書の送達を嘱託する場合の手続については、(2)の定め（エの定めを除く。）を準用する。

(4) 民訴条約及び送達条約の締約国でない外国の管轄官庁に対する送達の嘱託

ア 嘱託書の作成

民訴条約及び送達条約の締約国でない外国（以下(4)において「受託国」という。）の管轄裁判所その他の管轄官庁（以下(4)において「管轄官庁」という。）に対し文書の送達を嘱託する場合には、管轄官庁に宛てた送達の嘱託書（別紙様式第6参照）を作成する。

イ 翻訳文の添付等

(ア) 嘱託をする裁判所は、アの嘱託書及び送達すべき文書に、受託国求めめる言語によって作成された翻訳文を添付する。

(イ) 当事者が提出する文書については、当事者にその翻訳文を提出させる。

ただし、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合には、裁判所が翻訳人に依頼して翻訳文を作成する。

(イ) 裁判所の作成に係る文書又は当事者が提出する文書を裁判所が翻訳人に依頼して翻訳させる場合の翻訳料は、当事者に予納させる。

ウ 嘴託書等の送付の依頼

アの嘴託書は、送達すべき文書並びに受託国の求める通数の嘴託書及び送達すべき文書の写し及びイの(ア)の翻訳文とともに、嘴託をする裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書（別紙様式第3参照）によって送付を依頼する。

エ 費用の保管、支払等

受託国に支払う送達に要する費用の保管、支払等については、(1)のエ及びオの定めを準用する。

(5) 在外領事等に対する送達の嘴託

ア 嘴託書の作成

外国に駐在する我が国の外交官又は領事官（以下「在外領事等」という。）に対し文書の送達を嘴託する場合には、当該在外領事等に宛てた送達の嘴託書（別紙様式第7参照）を作成する。

イ 翻訳文の添付等

(ア) 嘴託をする裁判所は、送達すべき文書に、送達すべき地における公用語又は送達を受けるべき者が解する言語によって作成された翻訳文を添付する。ただし、送達を受けるべき者が日本語を解することが明らかな場合には、翻訳文の添付を要しない。この場合には、その旨をアの嘴託書に付記する（別紙様式第7参照）。

(イ) 当事者が提出する文書については、当事者にその翻訳文を提出させる。ただし、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合には、裁判所が翻訳人に依頼して翻訳文を作成する。

(ウ) 裁判所の作成に係る文書又は当事者が提出する文書を裁判所が翻訳人に依頼して翻訳させる場合の翻訳料は、当事者に予納させる。

ウ 送達報告書用紙の作成等

嘱託をする裁判所は、送達報告書用紙（別紙様式第8参照）を作成して、アの嘱託書に添付する。

エ 嘱託書等の送付の依頼

アの嘱託書は、送達すべき文書及びイの(ア)の翻訳文各1通並びにウの送達報告書用紙とともに、嘱託をする裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書（別紙様式第3参照）によって送付を依頼する。

オ 費用の保管、支払等

在外領事等に支払う送達に要する費用の保管、支払等については、(1)のエ及びオの定めを準用する。

2 行政訴訟事件の文書の送達の嘱託

1の(4)及び(5)の定めを準用する。

第2 証拠調べ等の嘱託

1 民事訴訟事件の証拠調べ等の嘱託

(1) 民訴条約の締約国の権限を有する当局に対する証拠調べの嘱託

ア 嘱託書等の作成

民訴条約の締約国である外国（以下(1)において「受託国」という。）の権限を有する当局（以下「受託当局」という。）に対し証拠調べを嘱託する場合には、受託当局に対する証拠調べの嘱託書（別紙様式第9参照）を作成する。ただし、受託国が民訴条約第9条第3項の規定による宣言をしている場合には、受託国に駐在する我が国の大使に宛てた受託国の外務省に証拠調べの嘱託を転達すべき旨の依頼書（別紙様式第10参照）を作成する。

イ 尋問事項書等の添付

(ア) 証人尋問又は当事者尋問の嘱託に際しては、箇条書によりできるだけ詳細に記載した尋問事項書をアの嘱託書又は依頼書に添付する。

(イ) 受託当局において当該事件の概要を知る必要があると思われる場合には、事件の概要を記載した書面又は訴状、答弁書等の写しをアの嘱託書又は依頼書に添付する。

ウ 翻訳文の作成等

規則第5条第1項の規定により添付すべき翻訳文については、次のとおり扱う。

(ア) 当事者が提出する文書については、当事者にその翻訳文を提出させる。ただし、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合には、裁判所が翻訳人に依頼して翻訳文を作成する。

(イ) 裁判所の作成に係る文書又は当事者が提出する文書を裁判所が翻訳人に依頼して翻訳させる場合の翻訳料は、当事者に予納させる。

エ 嘴託書等の送付の依頼

アの嘱託書又は依頼書は、イの添付書類及びウの翻訳文各1通とともに、嘱託をする裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書(別紙様式第3参照)によって送付を依頼する。

オ 費用の保管、支払等

証拠調べに要する次に掲げる費用の保管、支払等については、第1の1の(1)のエ及びオの定めを準用する。

(ア) 受託国に支払う証拠調べの実施費用

(イ) 嘴託書等及び添付書類を受託国で翻訳させる場合の費用

(ウ) 受託国との間に翻訳証明を不要とする旨の取極がある場合を除き、受託国に駐在する在外領事等又は受託国の宣誓した翻訳者が嘱託書等及び添付書類の翻訳文についてする翻訳証明の費用

(2) 民訴条約の締約国でない外国の管轄官庁に対する証拠調べの嘱託

ア 嘴託書の作成

民訴条約の締約国でない外国（以下(2)において「受託国」という。）の管轄裁判所その他の管轄官庁（以下(2)において「管轄官庁」という。）に対し証拠調べを嘴託する場合には、受託国の管轄官庁に宛てた証拠調べの嘴託書（別紙様式第11参照）を作成する。

イ 尋問事項書等の添付

(ア) 証人尋問又は当事者尋問の嘴託に際しては、箇条書によりできるだけ詳細に記載した尋問事項書をアの嘴託書に添付する。

(イ) 管轄官庁において当該事件の概要を知る必要があると思われる場合には、事件の概要を記載した書面又は訴状、答弁書等の写しをアの嘴託書に添付する。

ウ 翻訳文の添付等

(ア) 嘴託をする裁判所は、アの嘴託書及びイの添付書類に受託国が求める言語によって作成された翻訳文を添付する。

(イ) 当事者が提出する文書については、当事者にその翻訳文を提出させる。ただし、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合には、裁判所が翻訳人に依頼して翻訳文を作成する。

(ウ) 裁判所の作成に係る文書又は当事者が提出する文書を裁判所が翻訳人に依頼して翻訳させる場合の翻訳料は、当事者に予納させる。

エ 嘴託書等の送付の依頼

アの嘴託書は、受託国が求める通数のイの添付書類並びに嘴託書及び添付書類の写し及びウの(ア)の翻訳文とともに、嘴託をする裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書（別紙様式第3参照）によって送付を依頼する。

オ 費用の保管、支払等

受託国に支払う証拠調べに要する費用の保管、支払等については、第1の1の(1)のエ及びオの定めを準用する。

(3) 在外領事等に対する証拠調べの嘱託

ア 嘱託書の作成

在外領事等に対し証拠調べを嘱託する場合には、当該在外領事等に宛てた証拠調べの嘱託書（別紙様式第12参照）を作成する。

イ 尋問事項書等の添付

(ア) 証人尋問又は当事者尋問の嘱託に際しては、箇条書によりできるだけ詳細に記載した尋問事項書をアの嘱託書に添付する。

(イ) 在外領事等において当該事件の概要を知る必要があると思われる場合には、事件の概要を記載した書面又は訴状、答弁書等の写しをアの嘱託書に添付する。

ウ 翻訳文の添付等

(ア) 嘱託をする裁判所は、尋問事項書及び事件の概要を記載した書面又は訴状、答弁書等の写しに、証拠調べが行われる地における公用語又は尋問を受ける証人若しくは当事者（以下「証人等」という。）が解する言語によって作成された翻訳文を添付する。ただし、尋問を受ける証人等が日本語を解することが明らかな場合には、翻訳文の添付を要しない。この場合には、その旨を嘱託書に付記する（別紙様式第12参照）。

(イ) 当事者が提出する文書については、当事者にその翻訳文を提出させる。ただし、当事者が適切な翻訳人を見いだせない場合には、裁判所が翻訳人に依頼して翻訳文を作成する。

(ウ) 裁判所の作成に係る文書又は当事者が提出する文書を裁判所が翻訳人に依頼して翻訳させる場合の翻訳料は、当事者に予納させる。

エ 嘱託書等の送付の依頼

アの嘱託書は、イの添付書類及びウの(ア)の翻訳文各1通とともに、嘱託をする裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書（別紙様式第3参照）によって送付を依頼する。

オ 費用の保管、支払等

証拠調べに要する費用の保管、支払等については、第1の1の(1)のエ及びオの定めを準用する。

カ アメリカ合衆国及び連合王国に駐在する領事官に対する証拠調べの嘱託

アメリカ合衆国及び連合王国に駐在する領事官に対して証人尋問又は当事者尋問を嘱託する場合には、当該証人等が当該領事官の属する領事館の管轄区域に居住する者で、日本国籍を有するもの又は日本語を十分に解するものであることを要する。当該証人等が日本国籍を有する場合において、日本語を解しないときは、尋問事項書に英語又は当該証人等が解する言語によって作成された翻訳文を添付することを要する。

(4) その他の裁判上の行為の嘱託

民訴条約の締約国である外国（以下「受託国」という。）の権限を有する当局又はこれらの国に駐在する在外領事等に対し証拠調べ以外の裁判上の行為を嘱託する場合には、(1)又は(3)の定めを準用する。

2 行政訴訟事件の証拠調べの嘱託手続

1 の(2)及び(3)に準ずる。

第3 民訴条約の締約国に対する執行認許の請求の嘱託

1 嘱託書の作成

民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和45年法律第115号。以下「法律」という。）第11条の規定により執行認許の請求をすべき旨を外務大臣に嘱託する場合には、嘱託書（別紙様式第13参照）を作成する。

2 翻訳文等の添付

1 の嘱託書には、次に掲げる書類及び翻訳文を添付する。

(1) 規則第6条第3項に規定する書類及び翻訳文

(2) 申立人が規則第8条第1項に規定する費用額確定請求書及び証拠書類並び

に同条第3項に規定する翻訳文を提出している場合には、これらの書類及び翻訳文

3 権限の証明を求める申請書の送付

規則第6条第1項第1号の裁判（訴訟費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分を含む。）の確定証明をした裁判所書記官の権限の証明を求める申請書（別紙様式第14参照）が提出された場合には、裁判所の長からこれを最高裁判所に送付する。

4 嘱託書等の送付の依頼

1の嘱託書は、2の添付書類とともに、嘱託をする裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書（別紙様式第3参照）によって送付を依頼する。

5 費用の保管、支払等

執行認許の請求及び費用額確定請求に要する次に掲げる費用の保管、支払等については、第1の1の(1)のエ及びオの定めを準用する。

(1) 費用額確定請求の審理に要する費用

(2) 2の(1)の書類及び費用額確定請求の証拠書類を受託国で翻訳させる場合の費用

(3) 執行認許の請求をすべき相手国との間に翻訳証明を不要とする旨の取極がある場合を除き、相手国に駐在する在外領事等又は相手国の宣誓した翻訳者が2の(1)の書類の翻訳文についてする翻訳証明の費用

第4 民訴条約の締約国に対する訴訟上の救助請求書の送付

1 依頼書の作成

法律第23条第1項の規定により訴訟上の救助請求書、証拠書類及び規則第10条に規定する翻訳文が提出された場合には、民訴条約第23条第1項のその請求について裁定する権限を有する当局又はその請求が審理されるべき国が指定する当局（以下「裁定当局等」という。）の所在地を管轄する我が国の領事官に宛てた裁定当局等にこれらの書類を転達すべき旨の依頼書（別紙様式第

15参照)を作成する。

2 依頼書等の送付の依頼

1の依頼書は、救助請求書、証拠書類及び翻訳文各1通とともに、依頼をする裁判所の長から最高裁判所に宛てた依頼書(別紙様式第3参照)によって送付を依頼する。

3 費用の保管、支払等

訴訟上の救助請求に要する次に掲げる費用の保管、支払等については、第1の1の(1)のエ及びオの定めを準用する。

- (1) 訴訟上の救助請求の審理に要する費用
- (2) 請求書及び証拠書類を受託国で翻訳させる場合の費用
- (3) 救助請求が審理されるべき相手国との間に翻訳証明を不要とする旨の取極がある場合を除き、相手国に駐在する在外領事等又はその相手国の宣誓した翻訳者が請求書及び証拠書類の翻訳文についてする翻訳証明の費用

第5 最高裁判所の控え用の写しの添付

最高裁判所を経由する依頼書、要請書及び嘱託書並びにそれらの添付書類には、最高裁判所の控え用に写し各1通を添付する。

付記

1 この通達は、平成3年6月1日から実施する。

2 次に掲げる通達は、平成3年5月31日限り、廃止する。

- (1) 昭和39年9月9日付け最高裁民二第549号事務総長通達「外国においてする民事訴訟事件等の書類の送達および証拠調べの嘱託について」
- (2) 昭和39年11月14日付け最高裁民二第688号事務総長通達「アメリカ合衆国駐在日本国領事官に対する民事訴訟事件等の証人尋問の嘱託について」
- (3) 昭和42年2月27日付け最高裁民二第161号事務総長通達「連合王国駐在日本国領事官に対する民事訴訟事件等の証人尋問の嘱託について」
- (4) 昭和45年7月27日付け最高裁民二第658号事務総長通達「民事訴訟手

統に関する条約等による文書の送達、証拠調べおよび執行認許の請求の嘱託ならびに訴訟上の救助請求書の送付について」

付記（平成6年12月14日民二第423号）

この通達は、平成7年1月1日から実施する。

付記（平成10年6月10日民二第277号）

この通達は、平成10年7月1日から実施する。

付記（平成31年3月19日民二第804号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

付記（令和3年3月29日総一第381号）

1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。ただし、記第2から記第18まで及び記第21の定めは、同年7月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

(別紙様式第1)

依頼書

在 日本国総領事 殿

令和 年 月 日

裁判所

裁判長（官）

住所

原告

住所

被告

上記の当事者間の令和 年（ ）第 号事件について、下記のとおり文書を送達するため、民訴条約の締約国である 国の指定当局 に対し送達を要請されたく、依頼します。

記

1 送達すべき文書を発出した当局の表示

裁判所

2 当事者の氏名及び資格

原告

被告

3 受送達者

氏名

住所

4 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 令和 年 月 日 午 時 分の口頭弁論期日呼出状及び答弁書
催告状

5 希望する送達方法

(1) 民訴条約第2条の任意交付

(2) 民訴条約第3条第2項の受託国の国内法で定める方法

(3) 民訴条約第3条第2項の特別な方法、すなわち・・・

(備考)

(1) 大使館の長等が領事官の職務を代行する場合には、宛名の表記を「在〇〇国
日本国大使」などとする。

(2) 公正証書（裁判外の文書）の送達の場合には、「送達すべき文書を発出した
当局」は「〇〇法務局所属公証人〇〇」と、当事者の資格は「債権者、債務者」
と記載する。

(3) 「希望する送達方法」は、必要な項目のみを記載する。

(4) 記載事項には、民訴条約の締約国である外国の権限を有する当局の用いる言
語による訳語を書き添える。

(別紙様式第2)

依頼書

在 国日本国大使 殿

令和 年 月 日

裁判所

裁判長（官）

住所

原告

住所

被告

上記の当事者間の令和 年（ ）第 号事件について、下記のとおり文書を
送達するため、民訴条約の締約国である 国の外務省に対し送達を要請
されたく、依頼します。

記

(別紙様式第1に同じ)

(別紙様式第3)

文 書 番 号
令和 年 月 日

最高裁判所事務総局〇〇局長 殿

高等裁判所長官

(地方裁判所長)

(家庭裁判所長)

在 日本国総領事に対する送達嘱託の依頼書等の送付につ
いて(依頼)

下記の事件に関する別添の書類を送付するようお取り計らいください。

なお、送達に要する費用として予納金 円を 裁判所に保管中です。

記

裁判所令和 年()第 号事件

(備考) その他の送付依頼の文書も、この様式に準じて作成する。

(別紙様式第4)

文 署 番 号
令和 年 月 日

最高裁判所事務総局〇〇局長 殿

高等裁判所長官

(地方裁判所長)

(家庭裁判所長)

在 日本国総領事に対する送達嘱託の依頼に伴う費用の
支払について

(月 日付け〇〇第 号に対する報告)

下記のとおり送達に要した費用を外貨送金しました。

記

1 事件名

裁判所令和 年()第 号事件

2 送付依頼書の日付等

令和 年 月 日付け第 号

3 送金額

4 送金年月日

令和 年 月 日

5 送金先

在 日本国総領事館(銀行 口座)

6 送金銀行

銀行 支店

(備考) その他の送金報告書も、この様式に準じて作成する。

(別紙様式第5)

文 書 番 号
令 和 年 月 日

最高裁判所事務総局〇〇局長 殿

高等裁判所長官

(地方裁判所長)

(家庭裁判所長)

送達条約第5条第3項の翻訳文の送付について(依頼)

下記の事件に関する別添の翻訳文を送付するようお取り計らいください。

記

裁判所令和 年()第 号事件

(令和 年 月 日付け第 号に関する翻訳文の追送)

(備考) 指定当局からの要請に基づく翻訳文の送付依頼の文書も、この様式に
準じて作成する。

(別紙様式第6)

送達嘱託書

国管轄裁判所 御中

令和 年 月 日

裁判所

裁判長（官）

印

住所

原告

住所

被告

上記の当事者間の令和 年 () 第 号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名

住所

2 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 令和 年 月 日午 時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

(備考)

(1) 裁判所以外の管轄官庁に嘱託する場合には、宛名の表記を「○○国○○省」などとする。

(2) 本嘱託書には、所定の言語によって作成された所定の通数の翻訳文を添付する。

(別紙様式第7)

送達嘱託書

在 日本国総領事 殿

令和 年 月 日

裁判所

裁判長(官)

住所

原告

住所

被告

上記の当事者間の令和 年()第 号事件について、下記のとおり文書を送達されたく、嘱託します。

記

1 受送達者

氏名

国籍

住所

2 送達すべき文書

(1) 訴状副本

(2) 令和 年 月 日午 時の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

3 受送達者は、日本語を解する。

(備考)

- (1) 大使館の長等が領事官の職務を代行する場合には、宛名の表記を「在〇〇国日本国大使」などとする。
- (2) 受送達者の氏名は、外国人の場合には当該外国の公用語で記載し、日本人の場合にはローマ字を付記する。受送達者の国籍は、受送達者が日本国籍のほか外国の国籍を有する場合には、両方を記載する。受送達者の住所は、当該外国の公用語で記載する。
- (3) 3は、受送達者が日本語を解することが明らかな場合にのみ記載する。

送達報告書	
事件の表示	※ 裁判所 支部 令和 年()第 号
送達書類	※
受送達者の氏名	※
<input type="checkbox"/> 前記の書類は、次のとおり送達した。	
書類受領者の署名等	
書類受領者の氏名及び受送達者との関係	氏名() 関係()
送達日時	令和 年 月 日 時 分
送達の方法	<input type="checkbox"/> 書留郵便送達 <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> その他()
添付書類	<input type="checkbox"/> 書留郵便配達証明書 <input type="checkbox"/> 受領証 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 前記の書類は、次の理由により送達することができなかった。	
理由	<input type="checkbox"/> あて所に尋ねあたらない <input type="checkbox"/> 転居先不明 <input type="checkbox"/> 住所表示不完全 <input type="checkbox"/> 留置期間経過 <input type="checkbox"/> 受領拒否 <input type="checkbox"/> その他()
添付書類	<input type="checkbox"/> 前記の送達書類 <input type="checkbox"/> 返戻された封筒 <input type="checkbox"/> その他()
在外公館長の資格及び氏名	

(注意)

- のある事項については、該当事項にレを付し、「その他」の場合には、括弧内に具体的な事由を記載する。
- 郵便送達の方法によったために直接書類受領者の署名等を得られない場合には、書類受領者の受領証、配達証明書等を添付する等の方法により本人に送達された旨を明らかにする。
- 受送達者本人以外の者が本人に代わって受領した場合には、その氏名及び受送達者本人との関係(使用人、従業者、同居者等)を明らかにする。

(備考) ※を付した箇所は、嘱託する裁判所において記載する。

(別紙様式第9)

証拠調べ嘱託書

国の権限を有する当局 御中

令和 年 月 日

裁判所

裁判長（官）

印

住所

原告

住所

被告

上記の当事者間の令和 年（ ）第 号事件について、民訴条約第8条に基づき、下記のとおり証人尋問されたく、嘱託します。

記

1 証人

氏名

住所

2 添付書類

(1) 審問事項書（訳文付き）

(2) 事件の概要（訳文付き）

3 証拠調べの実施期日及び場所の通知を求める。

（備考） 3は、その通知を求める場合にのみ記載する。

(別紙様式第10)

依頼書

在 日本国総領事 殿

令和 年 月 日

裁判所

裁判長（官）

住所

原告

住所

被告

上記の当事者間の令和 年（ ）第 号事件について、下記のとおり証人尋問をするため、民訴条約の締約国である 国の外務省に対し証人尋問の嘱託を転達されたく、依頼します。

記

(別紙様式第9に同じ)

(別紙様式第11)

証拠調べ嘱託書

国管轄裁判所 御中

令和 年 月 日

裁判所

裁判長(官)

印

住所

原告

住所

被告

上記の当事者間の令和 年()第 号事件について、下記のとおり証人尋問されたく、嘱託します。

記

1 証人

氏名

住所

2 添付書類

(1) 審問事項書(訳文付き)

(2) 事件の概要(訳文付き)

3 当事者(原告及び被告)は、証拠調べ期日及び場所の通知を求めない。

(備考)

(1) 裁判所以外の管轄官庁に嘱託する場合には、宛名の表記を「○○国○○省」

などとする。

(2) 3は、その通知を求める場合にのみ記載する。

(3) 本嘱託書には、所定の言語によって作成された所定の通数の翻訳文を添付する。

(別紙様式第12)

証拠調べ嘱託書

在　　日本国総領事　殿

令和　年　月　日

裁判所

裁判長（官）

住所

原告

住所

被告

上記の当事者間の令和　年（　）第　号事件について、下記のとおり証人尋問されたく、嘱託します。

記

1 証人

氏名

国籍

住所

2 添付書類

(1) 尋問事項書

(2) 事件の概要

3 証人は、日本語を解する。

4 当事者（原告及び被告）は、証拠調べ期日の通知を求めない。

(備考)

- (1) 大使館の長等が領事官の職務を代行する場合には、宛名の表記を「在〇〇国
日本国大使」などとする。
- (2) 証人の氏名は、外国人の場合には当該外国の公用語で記載し、日本人の場合
にはローマ字を付記する。証人の国籍は、証人が日本国籍のほか外国の国籍を
有する場合には、両方を記載する。証人の住所は、当該外国の公用語で記載す
る。
- (3) 3は、証人が日本語を解することが明らかな場合にのみ記載する。
- (4) 4は、その通知を求める場合にのみ記載する。

(別紙様式第13)

嘱託書

外務大臣 殿

令和 年 月 日

裁判所

裁判長（官）

住所

申立人

上記の者の申立てに係る令和 年()第 号執行認許の請求の嘱託申立事
件について、下記のとおり執行認許を請求されたく、嘱託します。

記

1 執行認許の請求をすべき訴訟費用の裁判

- (1) 裁判所 令和 年()第 号 事件判決
(2) 裁判所 令和 年()第 号 事件決定

2 執行認許の請求をすべき相手国

国

3 訴訟費用債務者

氏名

住所

4 執行認許の請求について裁判をする権限を有する当局の管轄を定める原因であ
る事実

5 添付書類

- (1) 裁判所令和 年()第 号 事件判決副本
- (2) 裁判所令和 年()第 号 事件決定副本
- (3) 確定証明書
- (4) 権限証明書
- (5) (1)から(4)までの書類の翻訳文各1通

6 費用額確定請求関係書類

- (1) 費用額確定請求書
 - (2) 証拠書類
 - (3) (2)の証拠書類の翻訳文
- (備考)
- (1) 1から4までの事項には、執行認許の請求をすべき相手国の公用語による訳文を書き添える。
 - (2) 6は、費用額確定請求書を送付する場合にのみ記載する。

(別紙様式第14)

権限証明申請書

令和 年 月 日

最高裁判所 御中

住所

申請人

下記の裁判の確定証明をした裁判所書記官について、その権限を証明してください。

記

1 執行認許の請求をすべき訴訟費用の裁判

- (1) 裁判所令和 年()第 号 事件判決
(2) 裁判所令和 年()第 号 事件決定

2 確定証明がされた裁判所

- (1) 裁判所
(2) 裁判所

3 確定証明をした裁判所書記官

- (1)
(2)

4 確定証明の日

- (1) 令和 年 月 日
(2) 令和 年 月 日

(別紙様式第15)

依頼書

在 日本国総領事 殿

令和 年 月 日

裁判所

裁判所書記官

住所

請求者

上記の者から訴訟上の救助請求書が提出されましたので、別添の書類を下記のとおり裁定当局等に転送されたく、依頼します。

記

1 請求が審理されるべき国の表示

国

2 訴訟が係属し、又は係属すべき裁判所

3 裁定当局等の表示

4 訴訟上の救助請求者

氏名

住所

5 添付書類

(1) 訴訟上の救助請求書

(2) 証拠書類

(3) (1)及び(2)の書類の翻訳文

(備考) 大使館の長等が領事官の職務を代行する場合には、宛名の表記を「在〇

〇国日本国大使」などとする。